



# 宮 崎 県 公 報

平成31年3月30日(土曜日)号外 第18号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 41,700円

## 目 次

条 例	頁
○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………(税務課) 1	

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例(条例第26号)

##### 1 改正の理由及び主な内容

地方税法の改正に伴い、自動車税の税率の特例が改正されたこと等に対応するため、所要の改正を行うこととしました。

##### 2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

## 条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第26号

##### 宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車税の徴収の方法の特例)</p> <p>第62条の3 知事は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第152条第1項の申告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収することができる。</p> <p>附 則 (自動車税の税率の特例)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とす</p>	<p>(自動車税の徴収の方法の特例)</p> <p>第62条の3 知事は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用するとともに、併せて宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第152条第1項の申告書又は報告書の提出を行うときは、前条第2項及び第3項の規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収することができる。</p> <p>附 則 (自動車税の税率の特例)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とす</p>

る自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）附則第5条第1項で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令附則第5条第3項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の省令附則第5条第4項で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車）で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車）が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの）にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び第4項において「排出ガス保安基準」という。）で省令附則第5条の2第1項で定めるもの（以下この号及び第4項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条の2第3項で定めるものをいう。第4項第3号において同じ。）
- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以

る自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）附則第5条第1項で定めるものをいう。次項第2号において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令附則第5条第3項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の省令附則第5条第4項で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成31年度分の自動車税に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車）で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

[略]

下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第4項で定めるエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第4項及び第5項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第5項で定めるもの(次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第6項で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第4項第5号において同じ。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第7項で定めるもの(第4項第5号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合するもの

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
別表第2(その1) 乗用車の項	営業用		7,500	2,000
			8,500	2,500
			9,500	2,500
			13,800	3,500
			15,700	4,000
			17,900	4,500
			20,500	5,500
			23,600	6,000
			27,200	7,000
			40,700	10,500
		7,500	2,000	
	自家用		29,500	7,500
			34,500	9,000
			39,500	10,000
			45,000	11,500
			51,000	13,000
			58,000	14,500
			66,500	17,000
			76,500	19,500
			88,000	22,000
		111,000	28,000	
別表第2(その1) トラックの最大積載 量が1トン以下のも の項から普通自動 車に属するけん引車 の項まで	営業用		6,500	2,000
			9,000	2,500
			12,000	3,000
			15,000	4,000
			18,500	5,000
			22,000	5,500
			25,500	6,500
			29,500	7,500
			4,700	1,200
	7,500	2,000		

			15,100	4,000
	自家用		8,000	2,000
			11,500	3,000
			16,000	4,000
			20,500	5,500
			25,500	6,500
			30,000	7,500
			35,000	9,000
			40,500	10,500
			6,300	1,600
			10,200	3,000
			20,600	5,500
別表第 2 (その 1)	営業用		9,700	2,500
トラックの電気自動車のうち、最大乗車定員が 4 人以上で乗用車に準ずるものの項	自家用		13,100	3,500
別表第 2 (その 1)	営業用		12,100	3,500
特種用途車 <small>きょう</small> の霊柩車の項からトラックに類するものの普通自動車に属するけん引車の項まで			6,000	1,500
			6,800	2,000
			7,600	2,000
			11,000	3,000
			12,500	3,500
			14,300	4,000
			16,400	4,500
			18,800	5,000
			21,700	5,500
			32,500	8,500
			24,200	6,500
			25,200	6,500
			26,300	7,000
			12,400	3,500
			13,400	3,500
			14,500	4,000
			7,500	2,000
			17,900	4,500
			18,900	5,000
			20,000	5,000
			21,000	5,500
			22,100	6,000
			23,100	6,000
			24,200	6,500
			25,200	6,500
			1,100	300
			7,500	2,000
			15,100	4,000
	自家用		16,400	4,500
			23,600	6,000
			27,600	7,000
			31,600	8,000
			36,000	9,000
			40,800	10,500
			46,400	12,000

			53,200	13,500
			61,200	15,500
			70,400	18,000
			88,800	22,500
			32,900	8,500
			34,300	9,000
			35,800	9,000
			16,800	4,500
			18,300	5,000
			19,700	5,000
			29,500	7,500
			24,300	6,500
			25,800	6,500
			27,100	7,000
			28,600	7,500
			30,000	7,500
			31,500	8,000
			32,900	8,500
			34,300	9,000
			1,500	400
			10,200	3,000
			20,600	5,500
別表第2(その1)	営業用		9,700	2,500
特種用途車の電気自動車のうち、最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものの項	自家用		13,100	3,500
別表第2(その1)	営業用		4,600	1,500
特種用途車の3輪車に類するものの小型自動車からその他の項まで	自家用		3,900	1,000
			24,200	6,500
			6,300	2,000
			5,300	1,500
			32,900	8,500
別表第2(その1)	営業用		4,500	1,500
3輪車の項			3,900	1,000
	自家用		6,000	1,500
			5,300	1,500
別表第2(その2)	営業用	一般乗合用	12,000	3,000
バスの項			14,500	4,000
			17,500	4,500
			20,000	5,000
			22,500	6,000
			25,500	6,500
			29,000	7,500
		その他	26,500	7,000
			32,000	8,000
			38,000	9,500
			44,000	11,000
			50,500	13,000
			57,000	14,500
			64,000	16,000
	自家用		33,000	8,500
			41,000	10,500

			49,000	12,500
			57,000	14,500
			65,500	16,500
			74,000	18,500
			83,000	21,000
別表第 2（その 2） 特種用途車のバスに 類するものの項	営業用	一般乗 合用	18,900	5,000
			20,000	5,000
			21,000	5,500
			22,100	6,000
			23,100	6,000
			24,200	6,500
			25,200	6,500
			21,200	5,500
			22,400	6,000
	23,600	6,000		
	24,800	6,500		
	25,900	6,500		
	27,100	7,000		
	28,200	7,500		
	自家用		25,800	6,500
			27,100	7,000
			28,600	7,500
			30,000	7,500
31,500			8,000	
32,900			8,500	
34,300	9,000			
別表第 4 総排気量が 1 リットル以下のも のの項	営業用		3,700	1,000
	自家用		5,200	1,300
別表第 4 総排気量が 1 リットルを超え 1 .5 リットル以下のも のの項	営業用		4,700	1,200
	自家用		6,300	1,600
別表第 4 総排気量が 1.5 リットルを超え るものの項	営業用		6,300	1,600
	自家用		8,000	2,000
別表第 5 バスの項			12,000	3,000
			14,500	4,000
			17,500	4,500
			20,000	5,000
			22,500	6,000
			25,500	6,500
			29,000	7,500
別表第 5 特種用途車 でバスに類するもの の項			18,900	5,000
			20,000	5,000
			21,000	5,500
			22,100	6,000
			23,100	6,000
			24,200	6,500
		25,200	6,500	

3 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに 100分の 120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超

えないもので省令附則第5条の2第8項で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	
別表第2（その1） 乗用車の項	営業用		7,500	4,000	
			8,500	4,500	
			9,500	5,000	
			13,800	7,000	
			15,700	8,000	
			17,900	9,000	
			20,500	10,500	
			23,600	12,000	
			27,200	14,000	
			40,700	20,500	
	7,500	4,000			
	自家用			29,500	15,000
				34,500	17,500
				39,500	20,000
				45,000	22,500
				51,000	25,500
				58,000	29,000
				66,500	33,500
				76,500	38,500
				88,000	44,000
111,000				55,500	
29,500	15,000				
別表第2（その1） トラックの最大積載 量が1トン以下のも の項から普通自動 車に属するけん引車 の項まで	営業用		6,500	3,500	
			9,000	4,500	
			12,000	6,000	
			15,000	7,500	
			18,500	9,500	
			22,000	11,000	
			25,500	13,000	
			29,500	15,000	
			4,700	2,400	
			7,500	4,000	
	15,100	8,000			
	自家用			8,000	4,000
				11,500	6,000
				16,000	8,000
				20,500	10,500
				25,500	13,000
				30,000	15,000
				35,000	17,500
				40,500	20,500
				6,300	3,200
10,200				5,500	
20,600	10,500				
別表第2（その1） トラックの電気自動	営業用		9,700	5,000	
	自家用		13,100	7,000	

車のうち、最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものの項				
別表第2(その1)特種用途車 <small>きょう</small> の霊柩車の項からトラックに類するものの普通自動車に属するけん引車の項まで	営業用		12,100	6,500
			6,000	3,000
			6,800	3,500
			7,600	4,000
			11,000	5,500
			12,500	6,500
			14,300	7,500
			16,400	8,500
			18,800	9,500
			21,700	11,000
			32,500	16,500
			24,200	12,500
			25,200	13,000
			26,300	13,500
			12,400	6,500
			13,400	7,000
			14,500	7,500
			7,500	4,000
			17,900	9,000
			18,900	9,500
		20,000	10,000	
		21,000	10,500	
		22,100	11,500	
		23,100	12,000	
		24,200	12,500	
		25,200	13,000	
		1,100	600	
		7,500	4,000	
		15,100	8,000	
	自家用		16,400	8,500
			23,600	12,000
			27,600	14,000
			31,600	16,000
			36,000	18,000
			40,800	20,500
			46,400	23,500
			53,200	27,000
			61,200	31,000
			70,400	35,500
			88,800	44,500
		32,900	16,500	
		34,300	17,500	
		35,800	18,000	
		16,800	8,500	
		18,300	9,500	
	19,700	10,000		
	29,500	15,000		
	24,300	12,500		
	25,800	13,000		
	27,100	14,000		

			28,600	14,500
			30,000	15,000
			31,500	16,000
			32,900	16,500
			34,300	17,500
			1,500	800
			10,200	5,500
			20,600	10,500
別表第2(その1)	営業用		9,700	5,000
特種用途車の電気自動車のうち、最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものの項	自家用		13,100	7,000
別表第2(その1)	営業用		4,600	2,500
特種用途車の3輪車に類するものの小型自動車の項からその他の項まで	自家用		6,300	3,500
			5,300	3,000
			32,900	16,500
別表第2(その1)	営業用		4,500	2,500
3輪車の項	自家用		6,000	3,000
			5,300	3,000
別表第2(その2)	営業用	一般乗合用	12,000	6,000
バスの項			14,500	7,500
			17,500	9,000
			20,000	10,000
			22,500	11,500
			25,500	13,000
			29,000	14,500
		その他	26,500	13,500
			32,000	16,000
			38,000	19,000
			44,000	22,000
			50,500	25,500
			57,000	28,500
			64,000	32,000
	自家用		33,000	16,500
			41,000	20,500
			49,000	24,500
			57,000	28,500
			65,500	33,000
			74,000	37,000
			83,000	41,500
別表第2(その2)	営業用	一般乗合用	18,900	9,500
特種用途車のバスに類するものの項			20,000	10,000
			21,000	10,500
			22,100	11,500
			23,100	12,000
			24,200	12,500
			25,200	13,000
		その他	21,200	11,000
			22,400	11,500

		23,600	12,000
		24,800	12,500
		25,900	13,000
		27,100	14,000
		28,200	14,500
	自家用	25,800	13,000
		27,100	14,000
		28,600	14,500
		30,000	15,000
		31,500	16,000
		32,900	16,500
		34,300	17,500
別表第4総排気量が 1リットル以下のも のの項	営業用	3,700	1,800
	自家用	5,200	2,600
別表第4総排気量が 1リットルを超え1 .5リットル以下のも のの項	営業用	4,700	2,300
	自家用	6,300	3,200
別表第4総排気量が 1.5リットルを超え るものの項	営業用	6,300	3,200
	自家用	8,000	4,000
別表第5バスの項		12,000	6,000
		14,500	7,500
		17,500	9,000
		20,000	10,000
		22,500	11,500
		25,500	13,000
		29,000	14,500
別表第5特種用途車 でバスに類するもの の項		18,900	9,500
		20,000	10,000
		21,000	10,500
		22,100	11,500
		23,100	12,000
		24,200	12,500
	25,200	13,000	

4 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第2項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第9項で定めるものに適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第10項で定めるもの

2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で省令附則第5条の2第1項で定めるものに適合するもの又は道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第2項で定めるもの（以下この号において「平成21年天

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第11項で定めるもの(次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。)の2分の1を超えないもので省令附則第5条の2第12項で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第13項で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第14項で定めるものに適合するもの又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの

然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第3項で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条の2第4項で定めるものをいう。)

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第5項で定めるエネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第6項で定めるもの(次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。)の2分の1を超えないもので省令附則第5条の2第7項で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第8項で定めるもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第9項で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第10項で定めるものに適合するもの又は道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第11項で定めるものに適合するもの

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
別表第2(その1) 乗用車の項	営業用		7,500	2,000
			8,500	2,500
			9,500	2,500
			13,800	3,500
			15,700	4,000
			17,900	4,500
			20,500	5,500
			23,600	6,000
			27,200	7,000
		40,700	10,500	
		7,500	2,000	
	自家用		29,500	7,500
			34,500	9,000
			39,500	10,000
			45,000	11,500
			51,000	13,000
			58,000	14,500
			66,500	17,000
			76,500	19,500

			88,000	22,000
			111,000	28,000
			29,500	7,500
別表第 2 (その 1) トラックの最大積載 量が 1 トン以下のも のの項から普通自動 車に属するけん引車 の項まで	営業用		6,500	2,000
			9,000	2,500
			12,000	3,000
			15,000	4,000
			18,500	5,000
			22,000	5,500
			25,500	6,500
			29,500	7,500
			4,700	1,200
	自家用		7,500	2,000
			15,100	4,000
			8,000	2,000
			11,500	3,000
			16,000	4,000
			20,500	5,500
			25,500	6,500
			30,000	7,500
			35,000	9,000
			40,500	10,500
別表第 2 (その 1) トラックの電気自動 車のうち、最大乗車 定員が 4 人以上で乗 用車に準ずるもの の項	営業用		9,700	2,500
	自家用		13,100	3,500
別表第 2 (その 1) 特種用途車の <sup>きょう</sup> 霊柩車 の項からトラックに 類するものの普通自 動車に属するけん引 車の項まで	営業用		12,100	3,500
			6,000	1,500
			6,800	2,000
			7,600	2,000
			11,000	3,000
			12,500	3,500
			14,300	4,000
			16,400	4,500
			18,800	5,000
			21,700	5,500
			32,500	8,500
			24,200	6,500
			25,200	6,500
			26,300	7,000
			12,400	3,500
			13,400	3,500
			14,500	4,000
			7,500	2,000
			17,900	4,500
	18,900	5,000		
	20,000	5,000		
	21,000	5,500		
	22,100	6,000		

				23,100	6,000
				24,200	6,500
				25,200	6,500
				1,100	300
				7,500	2,000
				15,100	4,000
		自家用		16,400	4,500
				23,600	6,000
				27,600	7,000
				31,600	8,000
				36,000	9,000
				40,800	10,500
				46,400	12,000
				53,200	13,500
				61,200	15,500
				70,400	18,000
				88,800	22,500
				32,900	8,500
				34,300	9,000
				35,800	9,000
				16,800	4,500
				18,300	5,000
				19,700	5,000
				29,500	7,500
				24,300	6,500
				25,800	6,500
				27,100	7,000
				28,600	7,500
				30,000	7,500
				31,500	8,000
				32,900	8,500
				34,300	9,000
				1,500	400
				10,200	3,000
				20,600	5,500
	別表第2(その1)	営業用		9,700	2,500
	特種用途車の電気自動車のうち、最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものの項	自家用		13,100	3,500
	別表第2(その1)	営業用		4,600	1,500
	特種用途車の3輪車に類するものの小型			3,900	1,000
	自動車からその他の	自家用		24,200	6,500
	項まで			6,300	2,000
				5,300	1,500
				32,900	8,500
	別表第2(その1)	営業用		4,500	1,500
	3輪車の項			3,900	1,000
		自家用		6,000	1,500
				5,300	1,500
	別表第2(その2)	営業用	一般乗	12,000	3,000
	バスの項		合用	14,500	4,000
				17,500	4,500

			20,000	5,000	
			22,500	6,000	
			25,500	6,500	
			29,000	7,500	
		その他	26,500	7,000	
			32,000	8,000	
			38,000	9,500	
			44,000	11,000	
			50,500	13,000	
			57,000	14,500	
			64,000	16,000	
	自家用		33,000	8,500	
			41,000	10,500	
			49,000	12,500	
			57,000	14,500	
			65,500	16,500	
			74,000	18,500	
			83,000	21,000	
別表第 2 (その 2) 特種用途車のバスに 類するものの項	営業用	一般乗	18,900	5,000	
		合用	20,000	5,000	
			21,000	5,500	
			22,100	6,000	
			23,100	6,000	
			24,200	6,500	
			25,200	6,500	
		その他	21,200	5,500	
			22,400	6,000	
			23,600	6,000	
	自家用		25,800	6,500	
			27,100	7,000	
			28,600	7,500	
			30,000	7,500	
			31,500	8,000	
			32,900	8,500	
			34,300	9,000	
		別表第 4 総排気量が 1 リットル以下のも の項	営業用	3,700	1,000
			自家用	5,200	1,300
		別表第 4 総排気量が 1 リットルを超え 1 .5 リットル以下のも の項	営業用	4,700	1,200
自家用	6,300		1,600		
別表第 4 総排気量が 1.5 リットルを超え るものの項	営業用	6,300	1,600		
	自家用	8,000	2,000		
別表第 5 バスの項			12,000	3,000	
			14,500	4,000	
			17,500	4,500	
			20,000	5,000	
			22,500	6,000	

			25,500	6,500
			29,000	7,500
別表第5特種用途車 でバスに類するもの の項			18,900	5,000
			20,000	5,000
			21,000	5,500
			22,100	6,000
			23,100	6,000
			24,200	6,500
			25,200	6,500

5 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので省令附則第5条の2第15項で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第16項で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第3項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

3 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので省令附則第5条の2第12項で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第13項で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
別表第2（その1） 乗用車の項	営業用		7,500	4,000
			8,500	4,500
			9,500	5,000
			13,800	7,000
			15,700	8,000
			17,900	9,000
			20,500	10,500
			23,600	12,000
			27,200	14,000
		40,700	20,500	
		7,500	4,000	
	自家用		29,500	15,000
			34,500	17,500
			39,500	20,000
			45,000	22,500
			51,000	25,500
			58,000	29,000
			66,500	33,500
			76,500	38,500
		88,000	44,000	
		111,000	55,500	
別表第2（その1） トラックの最大積載 量が1トン以下のも の項から普通自動 車に属するけん引車 の項まで	営業用		6,500	3,500
			9,000	4,500
			12,000	6,000
			15,000	7,500
			18,500	9,500
			22,000	11,000
			25,500	13,000
	29,500	15,000		

			4,700	2,400
			7,500	4,000
			15,100	8,000
	自家用		8,000	4,000
			11,500	6,000
			16,000	8,000
			20,500	10,500
			25,500	13,000
			30,000	15,000
			35,000	17,500
			40,500	20,500
			6,300	3,200
			10,200	5,500
			20,600	10,500
別表第 2 (その 1)	営業用		9,700	5,000
トラックの電気自動車のうち、最大乗車定員が 4 人以上で乗用車に準ずるものの項	自家用		13,100	7,000
別表第 2 (その 1)	営業用		12,100	6,500
特種用途車の霊柩車の項からトラックに類するものの普通自動車に属するけん引車の項まで			6,000	3,000
			6,800	3,500
			7,600	4,000
			11,000	5,500
			12,500	6,500
			14,300	7,500
			16,400	8,500
			18,800	9,500
			21,700	11,000
			32,500	16,500
			24,200	12,500
			25,200	13,000
			26,300	13,500
			12,400	6,500
			13,400	7,000
			14,500	7,500
			7,500	4,000
			17,900	9,000
			18,900	9,500
			20,000	10,000
			21,000	10,500
			22,100	11,500
			23,100	12,000
			24,200	12,500
			25,200	13,000
			1,100	600
			7,500	4,000
			15,100	8,000
	自家用		16,400	8,500
			23,600	12,000
			27,600	14,000
			31,600	16,000
			36,000	18,000

				40,800	20,500
				46,400	23,500
				53,200	27,000
				61,200	31,000
				70,400	35,500
				88,800	44,500
				32,900	16,500
				34,300	17,500
				35,800	18,000
				16,800	8,500
				18,300	9,500
				19,700	10,000
				29,500	15,000
				24,300	12,500
				25,800	13,000
				27,100	14,000
				28,600	14,500
				30,000	15,000
				31,500	16,000
				32,900	16,500
				34,300	17,500
				1,500	800
				10,200	5,500
				20,600	10,500
	別表第2(その1)	営業用		9,700	5,000
	特種用途車の電気自動車のうち、最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものの項	自家用		13,100	7,000
	別表第2(その1)	営業用		4,600	2,500
	特種用途車の3輪車に類するものの小型自動車からその他の項まで	自家用		3,900	2,000
				24,200	12,500
				6,300	3,500
				5,300	3,000
				32,900	16,500
	別表第2(その1)	営業用		4,500	2,500
	3輪車の項			3,900	2,000
		自家用		6,000	3,000
				5,300	3,000
	別表第2(その2)	営業用	一般乗合用	12,000	6,000
	バスの項			14,500	7,500
				17,500	9,000
				20,000	10,000
				22,500	11,500
				25,500	13,000
				29,000	14,500
			その他	26,500	13,500
				32,000	16,000
				38,000	19,000
				44,000	22,000
				50,500	25,500
				57,000	28,500
				64,000	32,000

	自家用		33,000	16,500	
			41,000	20,500	
			49,000	24,500	
			57,000	28,500	
			65,500	33,000	
			74,000	37,000	
			83,000	41,500	
	別表第 2 (その 2) 特種用途車のバスに 類するものの項	営業用	一般乗 合用	18,900	9,500
				20,000	10,000
				21,000	10,500
				22,100	11,500
				23,100	12,000
				24,200	12,500
		その他	25,200	13,000	
			21,200	11,000	
			22,400	11,500	
			23,600	12,000	
			24,800	12,500	
			25,900	13,000	
			27,100	14,000	
			28,200	14,500	
	自家用		25,800	13,000	
			27,100	14,000	
			28,600	14,500	
			30,000	15,000	
			31,500	16,000	
			32,900	16,500	
別表第 4 総排気量が 1 リットル以下のも のの項	営業用		3,700	1,800	
	自家用		5,200	2,600	
別表第 4 総排気量が 1 リットルを超え 1 .5 リットル以下のも のの項	営業用		4,700	2,300	
	自家用		6,300	3,200	
別表第 4 総排気量が 1.5 リットルを超え るものの項	営業用		6,300	3,200	
	自家用		8,000	4,000	
別表第 5 バスの項			12,000	6,000	
			14,500	7,500	
			17,500	9,000	
			20,000	10,000	
			22,500	11,500	
			25,500	13,000	
別表第 5 特種用途車 でバスに類するもの の項			18,900	9,500	
			20,000	10,000	
			21,000	10,500	
			22,100	11,500	
			23,100	12,000	
			24,200	12,500	
		25,200	13,000		

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（自動車税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の宮崎県税条例附則第12条の規定は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

